



全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
<http://www.inoken.gr.jp>
 e-mail: info@inoken.gr.jp

首都圏建設 アスベスト

一歩たりとも後退することなく、たたかいぬく

司法の流れを逆転させる不当判決—横浜地裁

被害に目ふさぐ不当判決

5月25日、横浜地裁にて首都圏建設アスベスト訴訟の判決が言い渡されました。判決は、既に原告患者75人中44人が尊い命を奪われている現実を直視せず、病とたたかう原告の命を軽んじた、極めて不当なもので許すことはできません。

「不当判決」の垂れ幕に、地裁前を埋め尽くした支援者から、「なんでだ、信じられない」「うそだろ」という声が飛び交いました。

平田岩男団長は、「患者原告の半数以上が命を落としている。この現実、どう考えても人の命の大切さにふれられていないことが悔しい。東京で無念を晴らしたい」と落胆と怒りをあらわにし、小野寺統一弁護団長は、「加害者である国と製造企業を免責して、被害者に受忍しろとは、今日まで積み上げてきた司法の流れを逆転させるもの。しかし、これは主要な流れではない。このことは9月26日の東京地裁で証明する。今日の判決に屈することなく、一歩たりとも後退することなく、たたかいぬく」と、決意を表明しました。

原告団、弁護団、支援の仲間は、地裁前で拳を突き上げ「不当判決を許さないぞ」「アスベスト被害者を救済しろ」とシュプレヒコールをおこない不当判決に抗議しました(写真)。

国の責任にあと一歩まで迫るも被害者に犠牲押し付け

判決は、建築基準法に基づいて国が積極的にアスベスト建材を耐火構造等に指定してきた作為による加害責任について、同法の保護対象に建設作業従事者も含み、国がその生命・健康への配慮義務を負うことを明言しました。

一方、労働安全衛生法に基づく製造禁止責任を巡っても1987年、88年当時には、少量暴露での発症危険性についての知見も確立し、防塵マスク、集塵機の使用もはかばかしくなく、北欧諸国ではアスベ



トの全面禁止に乗り出した国もあったことを認定し、被告国側の東証人の「1980年代後半にはアスベスト使用継続の正当性は失われていた」との証言まで引用しています。

判決は、このように、国の責任にあと一歩まで迫りながら、結局管理使用が不可能とはいえないなどの理由で国を免罪するに至っています。判決は最後に「被告国の対応に石綿建材を用いた建設作業の危険性に対する意識の欠如・希薄さ」を指摘した上で、「少なくとも被告国には、石綿被害に関する法律の充実、補償制度の創設の可否を含め再度検証の必要があるものと考えられる」と促しています。

マスコミ報道も一斉に「国は補償の枠組み作れ」(毎日新聞5月26日社説)などと指摘しており、国による補償制度創設に向けた検討が急務となっています。

首都圏建設アスベスト訴訟では、横浜判決に続いて9月26日、東京地裁の判決が予定されています。東京判決では横浜判決の限界を打ち破り、必ずや国の法的責任が断罪されると確信しています。

(神奈川県建設労働組合連合会 内藤賢介)

〈今月号の記事〉

第4回中四国ブロックセミナー	2面
「過労死防止基本法」の制定を願う集い	3面
各地・単産 宮城/長野/神奈川/山口/和歌山	
大阪/千葉/京都/広島	4面～6面
過密・過重業務でJALの安全は大丈夫か	7面
「除染電離則」が1月1日に施行	8面

中 四 国
ブ ロ ッ ク

講演・分科会に中四国各県から195人が学ぶ

愛媛で初のブロックセミナーを開催

いのちと健康を守る第4回中国四国ブロックセミナーを6月9日から10日まで、愛媛県松山市の愛媛大学構内で開催しました(写真)。愛媛県内からの参加者100人を含む、195人が参加しました。

開会で、現地実行委員会を代表して4月に発足した愛媛センターの田福千秋副理事長が「愛媛でも別子銅山やトンネルじん肺など労災認定闘争がたたかわれてきた。今なお、働くもののいのちと健康が脅かされている。伊方原発も安全と健康の根本問題。職場、地域、社会でのちと健康を守ることを位置づけてがんばろう」と挨拶しました。

共同主催の愛媛大学社会政策研究室の丹下晴喜准教授が「過労自殺した松山市役所の新入職員は愛媛大学の卒業生。松山市長は自分の責任はなく、上司の責任と発言して後に取り消した。こうした社会を変えるために大いに学んでほしい」と挨拶。

全国センターの中林正憲事務局次長が挨拶しました。

講演では、労働科学研究所の佐々木司氏が「崩れた8時間労働と生体リズム」をテーマに豊富なデータを示して、積極的な睡眠のための7カ条を提起しました。IT化など今日の働き方が8時間労働制を崩し、24時間労働、サービス労働のあり方が労働者を慢性疲労状態にしています。

会場からあいついで質問が寄せられ、睡眠をどの時間



にどれだけ確保することが最低限必要なのか、よく理解できたと参加者からの声がありました。

愛媛生協病院の今村高暢氏から「職場のメンタルヘルス」について講演していただきました。職場のメンタルヘルスの意義、対策の基本、パワハラ問題、労働組合の役割など詳細に語っていただきました。

2日目は、安全衛生活動の基礎、過労死など6つのテーマで分科会をおこないました。参加者の意欲が高く、「もっと議論したかった」との声が多く寄せられました。

愛媛で初めてのセミナーの開催でしたが、センターの役割についても理解を深めることができ、意義深いものとなりました。

(愛媛センター事務局長 竹下 武)

季 刊 働くもののいのちと健康 夏季号 2012-7 No.52

特 集

いのちと健康をめぐる裁判交流集会

- 記念講演「いのちと健康をめぐる闘いの今日的意義と焦点」
弁護士 岩城 稔
- 特別報告「マツヤデンキ過労死事件判決の意義と今後の課題」
弁護士 森 弘典
- 特別報告「ニコン・上段勇士さん過労自殺事件の争点と最高裁判決の意義と課題」
元JMIUニコン支部委員長 多田 康弘
- 特別報告「京都市教組超勤訴訟の争点と一審・二審判決の意義」
京都市教職員組合副委員長 中野 宏之
- 特別報告「過労死企業名情報公開訴訟の意義と過労死基本法制定の取り組み」
過労死企業名情報公開訴訟原告 寺西 笑子
- 特別報告「石橋職業がん認定闘争の意義」
化学一般労連中央執行委員長 堀谷 昌彦
- 特別報告「大阪泉南アスベスト国賠訴訟の現状と闘いの焦点」
弁護士 鎌田 幸夫

- 寄稿
規制緩和下の自動車運転労働一関越道ツアーバス事故をうけて
北海学園大学准教授 川村 雅則

- 講演
○日本学術会議から出した提言と提言とりまとめの背景(下)
北海道大学環境健康科学研究教育センターセンター長 岸 玲子

- 地域で働く人の健康づくり～今こそ健康づくり・保健予防活動に光をあてよう
元立命館大学教授 篠崎 次男

- 〔被災者・遺族・支援者の闘い〕
居酒屋「和民」新入女性社員の過労自殺について
弁護士 堤 浩一郎

- 連載
○診察室から見た労働現場⑦
職業運転手に認められた閉塞性睡眠時無呼吸症候群の一事例
石川・城北診療所医師 筋 也寸志

- e s s a y
全国センター副理事長 田村 昭彦

- 本・映画紹介
『精神疾患・過労死』 佐久間大輔著
(全国センター 中林 正憲)

ご注文は地方センター、または全国センターへ
働くもののいのちと健康を守る全国センター

いのちが最優先の社会をめざして！

～「過労死防止基本法」の制定を願う集い

4回目の院内集会 約300人が参加～

6月6日、衆議院第一議員会館大会議室で、「過労死防止基本法の制定を願うつどい」が開催されました。(写真)参加者は国会議員27人を含め約300人となり、4回の院内集会で過去最高となりました。

集会は過労死弁護士全国連絡会議の川人博弁護士の開会あいさつに続き、制定実行委員会事務局長の岩城稯弁護士がこの間の活動報告を行いました。ひとりひとりの思いをこめた署名が21万人を超えたこと、地域の署名実行委員会がつくられてきていること、国会議員への働きかけを精力的に行っていることが報告されました。

誰にでもおこりうる過労死

集会では多くの過労死遺族の方が発言。「夫は毎月の残業時間が100時間超。大切な子どもは就活中。二度と同じことを繰り返してはならない」「法律で長時間労働を制限しなければ過労死はなくなる」「医師の過労死は自己責任と言われたが、休みたいときに休める職場ではなかった」と過労死が誰にでもおこりうる問題と指摘し、基本法制定を訴えました。

賛同者として、日本いのちの電話連盟常務理事、斉藤友紀雄さんから「医師のような専門職が過労死する国は他にはない。うつ病とわかったら企業から排除される。過労死・過労自死のない社会を」と訴えがありました。

参加の国会議員からも、自分自身や家族の働き方を見

ながら、過労死を身近な問題として捉えていることなど活動を励ますあいさつがありました。



現在と未来の命を守る活動として

集会と並行して厚生労働大臣との懇談も実現。森岡実行委員長、岩城事務局長、家族の会寺西代表の要請に小宮山厚生労働大臣が「記者の時代から過労死問題を知っていた。実態は知っている」など理解ある姿勢を示したことが集会終盤で報告されました。

最後に寺西さんから閉会のあいさつ。「最近20代、30代の過労死が増えている。20年前に取り組みを始めたころから実態は変わっていない。今日、初めて厚生労働大臣との面会が実現した。この異常な職場の実態を変えることで、家族の死は報われる。4人に1人が過労死予備軍と言われている。制定まで頑張りぬきたい」

参加者一同で決意を固めあう集会となりました。

(全国センター 岡村やよい)

第8回労安学校 急ぎ申込みを！

日時：7月7日(土)13時～8日(日)12時40分
場所：エデュカス東京 (四谷駅徒歩7分)

1日目

- ◇開講講義 「働くもののいのち・職場を守るたたかい」
(福地保馬氏*いの健全国センター理事長)
- ◇記念講演 「原発労働者の実態と雇用政策」
(萬井隆令氏*龍谷大学名誉教授)
- ◇第1講義 「労働安全衛生法令遵守で、健康で安全な職場づくり」
(岩國眞一郎氏*全労働中央執行委員)

2日目

〈選択1〉

- ◇第2講義 「職場のメンタルヘルスと職場復帰」
(天竺崇氏*代々木病院精神科医)
- ◇第3講義 「職場におけるリスクアセスメント」
(近藤雄二氏*天理大学教授)

〈選択2〉

- ◇第4講義 「新しい精神労災認定基準の理解と労災認定の取り組み」
(尾林芳匡氏*弁護士：八王子合同法律事務所)
- ◇第5講義 「アスベスト被害の実態と今後の取り組み」
(藤井正實氏*芝病院 院長)
- ◇第6講義 「頸肩腕・腰痛など筋骨格系の予防対策」
(埜田和史氏*滋賀医科大学准教授)

参加申込書は、いの健全国センターホームページよりとることができます。(http://www.inoken.gr.jp)
連絡先：TEL：03-5842-5601 FAX：03-5842-5602 まで。

各地・各団体のとりくみ

宮城

「いの健」が労働者の健康を守る支えに
第12回総会と記念講演



5月19日、宮城センターは第12回総会と記念講演を開催しました。

前半は、記念講演として、寺西笑子さん（全国過労死を考える家族の会代表）から、「『過労死防止基本法』制定をめざして」と題してお話をいただきました（写真）。

参加者は、加盟組織以外の一般参加者が20歳代の若者20人や社労士、弁護士、福島県民医連などの参加もあり、60人を超えました。

講演では、寺西さん自身のたたかひの経験から「過労死防止基本法」の制定が重要な課題であることが話されました。署名や学習会などの運動を通して多くの国民に訴え、なんとしても100万人の署名を集めて成功させたいのでもにたたかひましようとの共同の呼びかけがありました。

その後、第12回総会が開催され参加者は40人でした。昨年の3.11以後の労働状況の厳しい中、いの健活動が労働者の健康を守る支えになったことが各団体から報告されました。特に、宮教組の「教職員の健康調査」やみやぎ生協労組の被災地支援の活動と労安活動の両輪の活動が印象的でした。また、現在公務災害基金支部審査会でたたかっている中学校教員の過労自殺事案についての支援の訴えが奥さんからありました。

「過労死防止基本法」制定宮城県実行委員会の結成と2年ぶり開催の東北セミナーの成功のために奮闘することを誓い合いました。（宮城センター 芳賀 直）

長野

広がる健康不安に役割発揮を
第13回総会を開催

働くもののいのちと健康を守る長野センターは、5月19日に松本勤労会館で総会を開催し、28人が参加しました。

古畑理事長は、「メンタル面での休職者が増えている。過労死も依然として3万人を超えている。いの健センターの運動がますます大切になっている。きょうの総会で大いに意見を交わして活動を前進させたい」と挨拶しました。

討論では、「神田さんの裁判は本当に残念。高校教職員の2人に1人が何らかの疾病を抱えている。多忙化で時間外勤務も増えている。県教委と交渉し改善の取り組

みが始まったばかり」（高教組）、「景気の悪化で廃業する人が増えている。休めば仕事なくなるから、健康診断を受けても治療できない」（長商連）、「過労死防止基本法の制定を求める署名は、長野県はまだ1700筆。ぜひ協力をお願いします」（家族の会）、「4月から長野県に転居。スカイマークの整備士だった夫の過労死認定を求めて裁判をしている。支援をお願いします」（猪又としみさん）、「看護労働アンケートの中間報告をまとめた。半数以上が健康に不安を感じている。7割以上が疲れが翌日も回復しないと答えている。十分な看護・介護ができない理由に人員不足と勤務の過密を指摘している。このアンケート結果をふまえて活動を強めたい」（医労連）など意見が出されました。討論のあと、提案された議案を採択し、新しい役員を選出しました。

（長野センター 菅田敏夫）

神奈川

最高の参加者で元気な総会に
第14回総会を開催



5月26日、建設プラザで神奈川センター総会が開かれ、56人が参加しました（写真）。

第1部は「神奈川の労働者の実態と闘い」と題し神奈川労連の水谷議長が講演。

第2部の総会で菊谷事務局長は「ディーセントワーク」の実現めざして神奈川センターへの期待と役割は増大していると述べ、取り組みを提起しました。ワタミ過労自殺・森美菜さんの労災認定を勝ち取った母祐子さんから特別発言。「今後のワタミとの交渉では損害賠償だけでなく働いている人の環境をよくしていきたい」と訴え。

7人が発言。①建設・内藤氏「不当判決に怒り心頭。9月26日の首都圏建設アスベストの東京地裁裁判で勝利判決を勝ち取りたい」②建設・高橋氏「原告として負けないで頑張ります」③自治労連・蓮池氏「独自の労働安全衛生活動が課題」④JMIU日産支部・阿部氏「解雇撤回裁判の勝利を」⑤電気情報ユニオン・海老根氏「20代から30代の青年が相談。たたかっている」⑥化学一般・小甲氏「労安学習会と労安活動の大切さ」⑦化学一般・金内氏「働く職場の基盤を作っていく活動」。

発言の後、労災関係者が前に出て、稲木事務局次長が紹介し、一人ひとりから挨拶を受けました。

総会後、第3部の「患者と家族の交流と励ますつどい」はビールも入って賑やかな会となりました。

（神奈川センター 菊谷節夫）

各地・各団体のとりくみ

山口

人間的な労働と生活の新たな構築へ 第15回総会開催

5月27日、山口県労安センター第15回総会が開催され、47人が参加しました。

主催者を代表して田中礼司筆頭代表理事が挨拶。

15期目となる総会と自身4期目から筆頭代表理事を連続10期担当してきたことを振り返り、労安センターの役割と期待に応えるセンターづくりを目指す活動方針と役員を選出を提案しました。

記念講演の佐々木昭三氏(写真)は、日本の労働者の健康実態にふれて、社会問題化しているメンタルヘルス不調・不全の増大、この実態を生み出す職場の要因を指摘。打開の方向を、憲法とILOのディーセントワークの視点から展開。立場はちがっても「過労死防止予防法の制定」は、超党派の議員が賛同していること。

全労連の運動、いのちと健康を守る運動、昨年4月に発表された学者の国会といわれる日本学術会議の「提言」等の運動と活動を力に「人間的な労働と生活の新たな構築」をよびかけました。

閉会の挨拶で、藤永佳久代表理事は、今日の講演は、過労死・過労自殺、サービス残業、非正規・派遣労働の拡大等、異常な日本の「貧困と格差」の実態、国際労働基準から大きく立ち遅れている課題の打開をめざす運動と活動を励ます内容となったと述べました。

(山口センター 田村 務)



和歌山

過労死防止請願署名、連合組合へも広げる 記念講演と第6回総会を開催

5月24日、働くもののいのちと健康を守る和歌山県センター第6回総会が、和歌山市勤労者総合センターで開催されました(写真)。31人の参加でした。

総会に先立ち、記念講演では、「健康でいきいきと働ける職場づくりー職場でのいじめ、嫌がらせ問題を中心にー」の演題で、京都労災職業病対策連絡会議事務局長の芝井公氏に講演していただきました。



講演では、精神障害による労災請求・認定件数の推移や行政の動きが述べられました。相談活動から見た職場の実態や課題、それに対する問題解決のための取り組みが紹介されました。

記念講演後、第6回総会が開かれました。

2011年度の経過と決算、2012年度の事業計画案、予算案、役員案などが提案どおり採択されました。

人間らしく働ける職場づくりのため、労安運動、学習活動、活動家の育成など、いっそうの運動を強化することを確認しました。

また、過労死防止基本法制定請願署名の取り組みでは、和歌山県センターに結集している労働組合、団体だけでなく、和歌山県労働者福祉協議会によびかけ、連合に加盟する労働組合にも署名運動を広げていることも報告され、目標達成のため、いっそうの署名活動の強化を確認しました。

(和歌山センター 藪野 寛)

大阪

職業病相談会の存在が心のよりどころに 職対連が第45回総会開催

大阪労災職業病対策連絡会、第45回総会を5月12日に国会会館中会議室にて行い、21人が参加しました。西山会長より開会のあいさつ、本会の顧問、細川汀先生からの「職対連の仲間たちに」が朗読されました。

さらに川辺大阪労連議長をはじめ3人の来賓からあいさつをいただきました。

議案の提案に続き、参加者からの職場実態の交流の時間がもたれました。

公務職場からは、公務員が年々減らされていく中で労働が強化され、十分な労働組合活動を行うことが出来ず、さらには定年を待たずして退職する職員が急増していることが報告されました。

また、大教組からは、教職員が超長時間労働となっており、新人の教員さえも突然死しているという実態が報告されました。今後は教育二条例により管理が厳しくなることから、教員の健康への影響が危惧されています。

職対連の中心的活动である職業病相談会(患者会)からは、精神疾患からの職場復帰を果たしている当事者が3人参加しました。職場復帰するまでだけではなく、復帰してからがつらく、不安が募るということが語られました。そうした中で、「月1回の職業病相談会の存在が心のよりどころになっている」という声があがりました。患者にとって、率直に語り合える場所があることは、つらい職場復帰の中でも重要な役割を果たしているということがわかりました。

現在、職対連の活動の担い手が十分ではなく、身の丈にあった活動を行うことを方針としています。

こうした労働者のおかれた実態をしっかりと認識しながら地道な活動を行っていききたいと思います。

(大阪職対連 藤野ゆき)

各地・各団体のとりくみ

千葉

県センターの役割と存在を確認

第14回総会を開催

5月19日、船橋市勤労市民センターにおいて第14回総会が行われ、25人が参加しました。鮫島常任理事より総会が厳しい情勢の中で開催されるとの開会あいさつがあり、勤医労・松田さんを議長に選出し議事の進行が行われました。

阿部副理事長よりあいさつがあり、東京で取り組まれている専修大学原田労災治療中解雇事案の意義が強調されました。日本共産党丸山慎一県会議員から、旭中央病院の事例をもとに医療の現場の実態の報告と地域の利用者に目を向けて対応する視点がないとの話がありました。

議案の提案を中林事務局長が、会計報告・予算案提案を脇村事務局次長、会計監査をト部常任理事が代読しました。休憩の後質疑・討論が行われ、11人から意見や報告がありました。

“あやめ月間”の労働局要請7項目を確認。本原事務局次長から新役員の提案があり拍手で承認。平田常任理事から大会決議「原発依存から脱却し、すべての原発を廃棄しよう」を提案し拍手で採択致しました。最後に、河野副理事長より、総会全体をまとめる閉会あいさつで終了致しました。

限られた時間の中、発言時間の確保を優先したため、若干の議案提案を急ぎましたが、県センターの存在と役割を確認することが出来た総会となりました。

(「千葉県センター通信」をもとに編集)

京都

安全衛生法規を職場に生かすことが大切

労働安全衛生学校を開催

第20回目となる労働安全衛生学校が、6月2日に京都総評といの健京都センター共催で全労働の組合員が講師で開催し、全体で8単産25人の参加がありました(写真)。



第二講義に京都市教組の役員による、公務災害の仕組みや手続きについての補充講義も準備したこともあり、京都自治労連の単組の労安担当者が多く参加しました。

第一講義は「労働安全衛生法規と健康で安全な職場づくり」で、「労安法」を機能させることで、職場での安全・健康の前進につながることを強調。しかし、平成22年度に実施した定期監督実施事業場で66.7%の法違反があったと指摘し、死亡災害は若干減少したが、死傷者数は増加傾向にあると告発しました。

第二講義は「労災補償保険制度の理念・目的・仕組み」で、具体的な事例に基づいて、労災になるか解説しまし

た。一番ポイントになるのが労働時間の把握で、毎日出勤退勤のメモを残すだけでも重要だとアドバイス。精神障害の新認定基準の説明と、心理的負荷が「強」になる場合について詳しく説明がありました。続いて、地方公務災害補償基金の特徴と問題点について、具体的な事例をあげて詳しく説明し、制度改善の必要性を強調しました。

参加者からは「大変わかりやすい講義でした」「法規を職場に生かすことが大切」「定期健康診断の結果を医師に聞いて事業所としてどう対応するのが大切だと認識出来た」「もう少し健康で安全な職場をどう作るのかに、重点を置いた話の方が良かった」など感想が寄せられました。

(京都センター 新谷一男)

広島

安全衛生の基礎を学び命と健康を守ろう

春の学習交流を開く

5月18日、広島ロードビルにおいて「いの健広島・春の学習交流＝労働安全衛生の基礎知識を学び命と健康を守ろう」が開かれ24人が参加しました。講師の大山さんは多くの資料を準備し、講義しました。

講義の後の質疑・交流では広島大学病院労組から「医療従事者の長時間労働をへらすために取り組んできた。時間外労働の特別協定の上限を月間100時間と提案されたがストップさせ80時間にとどめた。医師もこの範囲内で制限されている」と報告。全教からは「教員は残業の制度がなくきびしい状況におかれている。これまで女性教員の問題などについて、「労安法」を活用して改善させてきた」と報告がありました。国労からは「ある高齢者の再雇用について、産業医の作業制限の提言を理由に会社は再雇用しないといっているが、産業医の役割は働けるように提言することではないでしょうか？」の質問がだされ、講師と産業医を務める青木会長から「その通りで産業医は職場復帰などのときにも、労働者の健康を守りながら働けるようにするのが役目です。雇用について言及することはありません」とありました。民医連から「全体では多くの労働者がいるが、40人くらいの職場が10カ所あるという場合の安全衛生委員会の単位はどう考えればいいでしょうか」と質問が出されました。労使が事業所単位をどのように設定するかにかかるとなりますが、労働組合は「労安法」の目的を活かす立場で取り組むことが求められます。

「本日の学習は貴重な体験となりました。これからの糧にしたい」などの感想がよせられました。

その後、春の学習講座の余話が広がっています。

ヒロシマ地域労連は、同じ内容で講座を開きます。

また、J Rの広島印刷所で働く人は、作業場に休憩設備がないことや有機溶剤を使っていることから、これらの問題で交渉する準備をしています。広島市民病院労組からは、この講座をきっかけにして新しい安全衛生委員を選出するよう取り組むとのメールが送られてきました。

(「いのけん広島たより」No.362・363をもとに編集)



過密・過重業務で、JAL の安全は大丈夫か！

前代未聞の『特別安全キャンペーン』の実施

2010年1月の破綻以降、史上最高の営業利益を更新し続けている日本航空（以下、JAL）では、2012年3月下旬頃より、ヒューマンエラーによる不具合事例や人身事故、手順や規定が守られなかった事例などがほぼすべての現場でたて続けに発生しました。またグループ会社も、国土交通省から航空法違反の「厳重注意」を受けました。このような異常事態に、安全統括管理者である大西会長名の「特別安全キャンペーン」（4月11～27日の期間）を実施せざるを得ない異常事態となりました。

また、植木社長は社内会議で「今のJALは事業改善命令が出された2005年の状況に酷似している」との認識を語ったと伝えられています。

キャンペーン実施の背景

破綻後、JALでは人員削減や労働条件の切り下げが



(上) Corporate Safety

(右) 安全衛生情報

強行されただけではなく、部門別採算制の導入、JAL（稲盛）フィロソフィーなどをテコに、コスト削減ばかりが追求されてきました。それは、「利益なくして安全なし」（稲盛元会長）、「京セラのように1兆円の内部留保ができてから安全を語れ」（加藤管財人）などの経営側発言に象徴されています。

安全なくして労働なし、抵抗なくして安全なし

JALは、2010年12月31日、不要不当の整理解雇を強行しました。法廷闘争を通じて、この解雇の大きな目的のひとつが、「たたかう組合つぶし」ということが明白になっています。

政財界が攻撃的にしたJALのたたかう労働組合、活動家たちこそが、これまでも現場でも、政策的にも安全を支えて来ました。解雇が強行された職場では「物を言えない」雰囲気蔓延し、あらゆる職場で退職者が止まらない状態となっていますが、「物を言える職場」その支えになるたたかう労働組合の存在意義が、今こそ重要視されていると言えます。

JAL安全アドバイザーグループの

提言書「守れ、安全の砦」（2009年12月）

提言書「守れ、安全の砦」は「航空輸送における安全は航空会社の至上命題であり、いかなる経営危機のもとにおいても揺るぎのないものにしなければなりません」「決して安全の層を薄くすることで、コスト削減を図ってはならない」と述べています。

JAL不当解雇撤回裁判の法廷で、当提言も航空法も「知らない」と証言した稲盛元会長や、新経営陣に求められているのは、利益最優先主義と組合敵視の労務政策を即刻改めることであり、そのことこそが、安全・安心の真のJAL再生につながると考えます。

（日航労災職業病患者会事務局長 鮫島敏昭）

シリーズ 相談室だより (65)

情報公開制度の活用

日常的な相談で、情報公開制度の活用が必要なケースがあります。

いわく、「損害賠償を請求したい」「障害等級14級に認定されたが、12級になるはずだ」等です。

このような時、民間労働者だったら、私が東京社医研センターの「労働と医学誌」No.112に「労災認定裁判での情報公開制度の活用」として、くわしく特集しているので、ぜひ活用していただきたい。

つまり、被災者が労働局長あてに「行政文書開示請求

書」に300円の収入印紙をそえて労働局総務課に提出すれば、約1か月後に労基署の調査復命書などが入手でき、それをもとに、くわしく事実を確認していろいろな請求ができるのです。

障害等級14級が12級になれば、アフターケアを受けられるようになります。

同月、山梨では障害等級9級を年金がでる3級相当として、会社には損害賠償をする過失責任があるとして、裁判を提訴しました。

これも情報公開制度を活用した結果です。

（山梨県センター 保坂忠史）

インフォメーション

除染作業等で「除染電離則」が1月1日に施行

現在、福島第1原発事故により生じた放射性物質によって汚染された廃棄物の処理、汚染された土壌についての除染作業が大きな課題となっています。

放射性物質の取扱い作業については、労働安全衛生法にもとづく「電離放射線障害防止規則」が1972（昭和47）年に制定されています。この「電離則」では医療施設や原子力発電所などの一定の場所に放射線が存在している場合であって、労働者が主に屋内で作業を行う場合での規則でした。

これらに対して、廃棄物の処理や除染作業は労働者が屋外で作業を行うことになるのでそれに対応した労働者の放射線による健康障害を防止するための措置を定めた「除染電離則」が2012年1月1日に制定されました。

以下「除染電離則」についての概要を解説したいと思います。

除染電離則は(1)被ばく低減のための措置、(2)除染業務の実施に関する措置、(3)汚染拡大の防止措置、(4)労働者の教育、健康管理で構成されています。

被ばく低減の措置

(1)の被ばく低減の措置では、事業者は、労働者が受ける被ばく線量について、5年間で100ミリシーベルトかつ、1年間で50ミリシーベルトを超えないようにしなければならない（ただし妊娠する可能性のある女性については、3ヵ月で5ミリシーベルトとしています）。

そして測定した線量は記録として、30年間保存するとともに労働者へ通知することとなっています。

除染業務の実施に関する措置

(2)の除染業務の実施に関する措置では、①事前調査、②作業計画、③作業の指揮者、④作業の届出、⑤除染作業の診察等があります。

①の「事前調査」では、除染作業を行おうとする時はその場所について、平均空間線量率などを調査し、その結果を記録しておかなければいけないこと。

②の「作業計画」では、作業の場所及び作業方法、作業従事者の被ばく線量の測定方法、作業従事者の被ばく低減措置、除染作業に使用する機械・器具・設備の種類及び能力を定めた作業計画を定めなければならないこと。

③の「作業の指揮者」では除染作業を行う時は、当該除染作業を指揮する作業指揮者を定めること。

④の「作業の届出」では除染作業の場合は、届書を当該事業場を管轄する労働基準監督署長に届けなければならないこと。

⑤の「診察等」については、限度を超えた実効線量を受けた作業従事者、誤って放射線物質を吸入摂取したり経口摂取した人、傷創部が汚染された人などについては速やかに医師の診察又は処置を受けさせなければならないこ

と。などとなっています。

汚染の防止措置

(3)の「汚染の防止措置」については、まず、「粉じんの発散を抑制するための措置」があります。これは、除染作業の対象となる土壌や廃棄物を湿潤な状態にする等にして、粉じんの発生を抑制する措置を講じなければならないことです。

次に「廃棄物収集等の業務を行う際の容器の使用」があります。これは廃棄物の収集等の業務を行うときは、汚染の拡大を防止するため、容器を用いなければならないことを定めています。

さらに、除染等の作業を行った作業従事者が、当該の作業場から退出する時は、その身体及び衣服・履物・作業衣・保護具など身体に装着している物の汚染状態を検査しなければならないこととなっています。

次に「保護具」ですが、除染作業にあたっては、「防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋、履物を備えて、除染従事者に使用させなければならない」と規定されています。

最後に「作業場所での飲食・喫煙の禁止」です。

特別教育・健康診断

(4)の特別教育ですが、除染等の業務に労働者を就かせる時は、その労働者に対して、特別の教育を行わなければならないこととしています。

つぎに健康診断関係の規則があります。それらは、除染業務従事者に対し、事業者は、雇入れ又は当該業務の配置替えの際及びその6ヵ月ごとに医師による健康診断を行わなければならないこととされています。

こうした健康診断についての結果については、事業者は個人票を作成し、これを30年間保存しなければならないことと同時に、除染従事者に対し、結果を通知しなければならないこととしています。

そして、健康診断結果についての医師からの意見聴取を3ヵ月以内にしなければならないこととしています。さらに、これらの健康診断結果を所轄の労働基準監督署長に提出しなければならないとしています。

こうした健康診断の結果放射線障害が生じている疑いがあり、障害を生ずるおそれがあると認められる労働者には、そのおそれなくなるまで健康保持に必要な措置を講ずることとしています。

以上のように「除染電離則」では、作業にあたる労働者の健康障害の防止措置を定めていますが、事業者がこれらの措置を履行することと、これらを監督する労働基準監督官の増員が不可欠です。

(東京社会医学研究センター 村上剛志)